

中山間地域チャレンジ支援事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、富山県補助金等交付規則第 21 条及び中山間地域チャレンジ支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条の規定に基づき、地域運営組織、自治組織、集落団体、法人、その他団体等が提案する中山間地域の活性化活動に向けた試行の事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の要件等

1 対象となる事業

団体等が実施する事業は、次の各号に規定する活動項目のうち1つ以上を目的とする。なお、交付要綱第2条に定めるステップアップ支援の先進的な取り組みは、複数(3つ以上)の活動項目に係る取り組み、かつ広域的な取り組みや多様な主体と連携した取り組みを対象とする。

(活動項目)

- (1) 新商品開発、加工、販路開拓
- (2) 生活支援サービス
- (3) 伝統文化の継承
- (4) 定住促進の支援
- (5) 農業生産活動の支援
- (6) 農業参入者の促進
- (7) デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組
- (8) その他知事が認める地域活性化に資する取組

2 事業の要件

次の各号に規定する要件を全て満たす事業とする。

- (1) 営利を目的としない事業であること。
- (2) 国及び県等から補助または委託を受けていないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業ではないこと。
- (4) 自ら提案した事業が実施可能であること。
- (5) すでに実施している事業でないこと。

第3 応募方法等

1 提出書類

応募に際し、提案者が提出する書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出期限
提案書	様式第1号	事業を実施する年度の うち別に定める日とする 。
事業計画書	交付要綱に定める様式第2号	
収支予算書	交付要綱に定める様式第3号	

2 提出先及び提出方法

事業を実施する地域を管轄する富山県内の各農林振興センター企画振興課へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

3 地域間連携支援の市町の確認について

地域間連携支援の応募にあたっては、提案者は様式第2号により提案書の事業内容について市町に確認を依頼すること。市町は提案事業の内容について、当該市町の計画等に照らし合わせ、その結果を様式第3号により県に報告するものとする。なお、市町から県への報告期限は、提案書の申請日から20日以内とする。

第4 提案活動の採択等

1 審査及び採択

以下に掲げる項目について、富山県地方創生局で別途設置する審査会において審査の上、予算の範囲内において採択団体を決定する。

(1) ファーストステップ支援、ステップアップ支援

項目	内容
協働性	地域の特性を活かした取り組みであること。 地域住民との連携が図られていること。
創造性	新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること。
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。 実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	地域の活性化が期待できること。 他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(2) ハード支援

項目	内容
効果	ソフト事業の実施に効果が高い取り組みであること 地域の活性化が期待できること。 事業費に対して、高い効果が見込まれること
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。
モデル性	他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(3) 地域間連携支援

項目	内容
主体性	中山間地域の地域運営組織等が主体的に取り組む計画であること。 各団体の特徴を活かした取り組みであること。 地域住民との連携が図られていること
相乗性	共同実施による相乗効果が期待できること。 地域外の視点や資源を取り入れた新しい取り組みであること。
創造性	新たなアイデアや先進的な取り組みが含まれていること。
実現性	団体の合意形成及び市町の確認を得ていること。 事業計画に具体性があること。 実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	地域の活性化が期待できること。 他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。 ハード事業実施の場合、ソフト事業に効果が高い取り組みであること。

2 審査結果の通知及び公表

審査及び採択通知については、応募のあった団体等に通知するとともに、採択された提案事業の概要について、県ホームページ等で公表するものとする。

第5 補助金の交付申請

事業の採択を受けた団体等は、第4の2による通知で指示のあった日までに、交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。ただし、県が認める場合は、第2の2の(5)、第3条及び第4条によらず交付要綱に基づき交付申請することができる。

附 則

この要領は、平成 23 年4月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月 1日から施行する。

様式第1-1号（第3条関係）

（ファーストステップ支援、ステップアップ支援、ハード支援の場合）

年 月 日

富山県知事

様

住 所

団 体 等 名 称

代表者職・氏名

年度中山間地域チャレンジ支援事業提案書

中山間地域チャレンジ支援事業実施要領第3の規定により、次の関係書類を添えて提案します。

関係書類

- 1 事業計画書 （交付要綱様式第2号）
- 2 収支予算書 （交付要綱様式第3号）
- 3 その他関係書類 （事業の実施内容が具体的にわかる資料等）

ソフト事業（ファーストステップ支援、ステップアップ支援）とハード支援の両方を提案する場合の意向確認

ハード支援が不採択となった場合の意向を回答ください。＜チェック☑を入れる＞

<input type="checkbox"/> ソフト事業のみ実施する
<input type="checkbox"/> ソフト事業は実施しない

様式第 1 - 2 号 (第 3 条関係) (地域間連携支援の場合)

年 月 日

富山県知事

様

< 代表申請者 >

住 所

団 体 等 名 称

代表者職・氏名

< 共同申請者 >

住 所

団 体 等 名 称

代表者職・氏名

年度中山間地域チャレンジ支援事業提案書 (共同提案)
(地域間連携支援分)

中山間地域チャレンジ支援事業実施要領第 3 の規定により、次の関係書類を添えて提案します。

関係書類

- 1 事業計画書 (交付要綱様式第 2 号)
- 2 収支予算書 (交付要綱様式第 3 号)
- 3 その他関係書類 (事業の実施内容が具体的にわかる資料等)

様式第2号（第3条関係 地域間連携支援）

年 月 日

市町担当課長 様

< 代表申請者 >

住 所

団 体 等 名 称

代表者職・氏名

< 共同申請者 >

住 所

団 体 等 名 称

代表者職・氏名

年度中山間地域チャレンジ支援事業の提案書について
（地域間連携支援分）

年度の富山県中山間地域チャレンジ支援事業（地域間連携支援）への提案書の事業内容について、富山県中山間地域チャレンジ支援事業実施要領第3条の規定に基づき、ご確認願います。

（添付書類）

- ・ 事業提案書一式

様式第3号（第3条関係 地域間連携支援）

年 月 日

富山県中山間地域支援・移住促進課長 様

市町担当課長

年度中山間地域チャレンジ支援事業の提案書について（回答）
（地域間連携支援分）

年 月 日付で、〇〇振興会及び〇〇地域づくり協議会から依頼のあった富山県中山間地域チャレンジ支援事業（地域間連携支援）への提案書の事業内容について確認した結果、異議ありません。